令和４年１２月８日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　　勇

**「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について**

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課等より周知依頼がありました。令和 4 年 12 月 1 日より、不育症患者（今回が２回目以降の流死産となる者）に対して「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)」を先進医療として実施することが可能となり、これに伴い、当該検査が「不育症検査費用助成事業」の助成金の対象となりました。関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

**＜「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について（通知）＞**
・当該検査が助成金の対象となった件についての通知文です。

**＜不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告＞**
・不育症に関する経済的支援、相談体制の拡充、国民への周知・広報についての検討報告が掲載されています。

**＜令和４年 11 月 30 日厚生労働省告示第 340 号＞**
・「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)」を先進医療として実施することが認められた際の、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正」について掲載されています。

**【通知等一覧】**

**（資料１）**「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について（通知）
（令和４年12月１日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）
［別添１］不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告
［別添２］令和４年11月30日厚生労働省告示第340号